

令和5年度(2023年度)十勝総合振興局地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業)

優先採択方針

1 優先して採択する事業

(1) 地方創生に向けて取り組む事業及び地域重点プロジェクト推進事業【ハード・ソフト】

北海道創生総合戦略に掲げる取組及び十勝連携地域政策展開方針における十勝地域が重点的に進めるプロジェクトの着実な推進を図るため、次のプロジェクトの推進に資する事業を支援する。

<十勝連携地域政策展開方針に掲げる地域重点政策ユニットのプロジェクト>

- ・とかち「食の拠点」確立プロジェクト
- ・十勝の魅力を活かした滞在型・周遊観光推進プロジェクト
- ・未来につなげる環境・先進分野十勝プロジェクト
- ・十勝の未来を担う人づくり・地域づくりプロジェクト

(2) 広域的に連携する事業【ハード・ソフト】

地域活性化への取組を進めるにあたり、地域間の連携や機能分担が求められることから、市町村等の枠組みを超えた広域的な取組を支援する。

<優先的に採択する事業>

- ・[ハード] 広域行政推進事業（複数の市町村が共同で実施する事業）
- ・[ハード] 広域的な波及効果が見込まれる地域の基幹となる施設の整備事業
- ・[ソフト] 複数の市町村が共同で実施する事業
- ・[ソフト] 広域的な波及効果がある事業

(3) 地域政策推進事業等と連携して実施する事業【ソフト】

地域課題の解決を目的に十勝総合振興局が実施する地域政策推進事業や地域産業雇用創出事業と連携して実施する事業を支援する。

<令和5年度に十勝総合振興局が実施する地域政策推進事業>

- ・十勝ゼロカーボン推進事業
- ・とかち“いいね”魅力拡大事業
- ・宇宙産業理解促進事業
- ・農業分野における人材確保対策事業
- ・十勝地域輸出拡大促進事業
- ・ポストコロナに向けた農畜産物需要回復事業
- ・未来人材地域づくり事業
- ・とかちの漁師エナジープロジェクト推進事業（若手漁師の意識醸成PJ）
- ・耕地防風林造成技術推進事業
- ・交通モードの利活用により地域の内外をつなぐ交流人口拡大推進事業

(4) 多様な主体の連携を促進する事業【ソフト】

振興局長が適当と認める者が実施する事業のうち、市町村が関与（財政支援又は人的支援等）している事業を支援する。

(5) 地域防災力強化事業【ハード・ソフト】

地域の防災力・減災力を強化する事業を支援する。

(6) 大規模災害からの復興計画に基づく事業【ハード・ソフト】

大規模な災害に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業を支援する。

(7) 持続可能な開発目標（S D G s）の推進に取り組む事業【ソフト】

北海道S D G s推進ビジョンに基づき実施する事業を支援する。

(8) 緊急性の高い事業【ハード・ソフト】

緊急的な対応が必要な地域課題に対する取組を促進するために支援する。

(9) 先駆性のある事業【ソフト】

地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、先進的な事業や新しい発想・新たな工夫が採り入れられている事業を支援する。

(10) 優位性のある事業【ソフト】

地域の強みを生かすため、地域の特性（資源）や優位性が生かされている事業を支援する。

(11) 継続性のある事業【ソフト】

地域への波及効果が将来にわたり継続する取組の促進を図るため、支援終了後の事業の継続的な実施や発展性、継続的な効果が見込まれる事業を支援する。

2 採択の優先度が低い事業

(1) 交付税措置のある地方債を利用することができる事業【ハード】

他の支援制度の活用の徹底を図る観点から、より効果的な支援を行うため、交付税措置のある地方債を利用することができる事業を採択の優先度が低い事業とする。

(2) 十勝総合振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業【ハード】

当交付金が地域課題の解決や地域活性化を目的としていることから、十勝総合振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業を採択の優先度が低い事業とする。

＜採択の優先度が低い事業＞

- ・温泉保養施設整備事業
- ・パークゴルフ場等整備事業

(3) 同じ市町村に既に同様の施設があつて、二つ目以上となる場合の施設整備事業【ハード】

地域活性化の効果が一つ目よりも低くなることから、同じ市町村に既に同様の施設があつて、二つ目以上となる場合の施設整備事業を採択の優先度が低い事業とする。

＜採択の優先度が低い事業＞

- ・公民館、コミュニティセンター、美術館等整備事業
- ・体育施設等整備事業
- ・保育所等整備事業

(4) 市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業【ハード】

地域住民への波及効果が高い事業への支援を促進するため、市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業を採択の優先度が低い事業とする。

＜採択の優先度が低い事業＞

- ・地区集会施設整備事業
- ・地区公園等整備事業

(5) 先駆性の低い事業【ソフト】

地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るために、先駆性の低い事業を採択の優先度が低い事業とする。

＜採択の優先度が低い事業＞

- ・過去に採択された事業(他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。)と、同様の内容が大半を占める事業(3年を限度とする継続採択事業は除く。)

(6) 事業主体の直接的関与が低い事業【ソフト】

事業主体による主体的な取組の促進を図るために、事業主体の直接的関与が低い事業を採択の優先度が低い事業とする。

＜採択の優先度が低い事業＞

- ・事業内容の大半を委託するソフト事業(ただし、広報宣伝事業、情報システム及びインターネットに供するデーター作成事業等の事業主体の直接的関与が高い事業を除く。)

(7) その他【ソフト】

当交付金の趣旨を踏まえ、次の事業を採択の優先度が低い事業とする。

＜採択の優先度が低い事業＞

- ・[ソフト] 参加者の大半が団体構成員で占められる事業
- ・[ソフト] 団体構成員や参加者の旅費が事業費の大半を占める事業
- ・[ソフト] 主に鑑賞を目的とし、観客から入場料を徴収する事業